

## まえがき

40歳半ばに、「定年後は労働衛生コンサルタントと労働安全コンサルタントとして独立して働く」と思い立ち勉強を始めました。

初年度は労働衛生コンサルタント（衛生工学）に挑戦しました。理由は作業環境測定士の資格を持っているので、択一式（労働衛生関係法令、労働衛生一般）が免除なのでハードルが低かったためでした。記述式は受験生のバイブルである「やさしい局排設計教室」など体系的にまとまった本を利用し、幸いにも一発合格しました。

次年度は労働安全コンサルタントに挑戦する訳ですが、産業安全関係法令は体系的にまとまった本がありませんでした。インターネットでは参考書が売られていましたが、どのような本なのか想像もつかない状態で、少ないお小遣いの私にはお試しで買うなどできませんでした。衛生管理者や危険物取扱者のテキストであれば、書店に行って自分に合う本を買えばいいのですが、そのような資格ではないのは皆さんご存じの通りです。そのため産業安全関係法令だけは勉強していても、とても苦痛でなかなか自分のものになりました。

なぜとても苦痛だったかというと、全体像が見えない中で過去問をただ丸暗記する作業をしていたからでした。よく「過去問を何周した」という体験談がありますが、これに当てはめると「過去問 10 年分くらいを 6 周位」し、断片的な条文読み込みと強引な丸暗記で試験を乗り越えようとしたしました。本番はなんとか 15 問中 12 問正解し、80% の正答率で合格ラインを十分上回りましたが、満足感は余りありませんでした。試験終了の合図がなったとたん、ほぼ全て忘れてしまったと思う位頭の中に定着していませんでした。

労働安全コンサルタントになった今、「もし体系的にまとまった本があれば、もっと興味を持って法令理解ができる楽しく勉強できたかな?」と思い、今後受験する皆さんに苦痛な勉強をしないで済む本を作成してみようと思い、このテキストが 21 年に完成しました。過去に田中辰雄先生がこのようなコンセプトで参考書を作成していたようで、評判も良かったようですが最近は出版されていない様です。その本は多分このような本だったのだろうと想像して書き上げたものとなります。おかげさまで 2026 年版まで発行することができました。2025 年受験以前に購入いただいた方からのご協力もあり、より完成度が高まったと自負しています。それでも至らぬところがあると思いますので、気付いた方はご指摘いただければ幸いです。

まずは法令を軽く読み、練習問題を解きながら法令に戻って再度読んでください。最初の 1 周目はとても辛いかもしれません、2 周目には法令の体系が理解できて、理解が深まっていると思います。

価格は「会社員が一回飲み会を我慢すれば買える価格」を意識して決定しています。価格としてはそんなに安くありませんが、色々と経費がかさんでいるのでご理解ください。

作成には思っていた時間の 3 倍位の時間が掛かってしまいましたが、自分も再度勉強することができたので、よかったです。完売する限り毎年新版を作成し、新鮮で価格を抑えたテキストを皆さんのお届けできればと思います。

この本が少しでも役に立って、労働安全コンサルタントとして活躍されることを期待しています。

本書の解釈違い、勘違い又は誤記の連絡、試験全般の質問は HP の「お問い合わせ」からお願いします。

2026 年版では、平成 25 年（H25）以前の問題を精査し、一部を削除しています。そのため、法令が掲載されても、対応する練習問題が存在しない場合があります。

また、最新の問題と比較したうえで、過去の類似問題のほうが良問であると判断した場合は、(R7-4-4 改) のように表記して残しています。したがって、最新の問題内容と一部異なる場合があることをご了承ください。

#### 著作権について

本書の「練習問題」は労働安全コンサルタントの過去問を引用しています。

過去問と回答番号の著作権は公益財団法人 安全衛生技術試験協会に帰属します。

引用がわかるように練習問題の後に、(R7-12-5) のような記載があります。

これは令和 7 年度 12 問目の選択肢 5 であることを意味します。

解説部分は安全衛生ラボに帰属します。無断転載を禁じます。

2026 年受験用 第 1 刷 2026 年 1 月発行 定価 5,200 円 (送料込)

■労働安全コンサルタントに関する情報はホームページをご参照ください。（一般公開）

<https://osh-lab.com/>



■テキスト購入者特典はこちらを参照願います。（限定公開）

<https://osh-lab.com/〇〇〇> (テキストに記載しています)

メルカリなどに出品するときはこの URL 以外を写して欲しいと思う筆者です。

- ①過去 12 年分（平成 25 年～令和 7 年）の産業安全関係法令の過去問
- ②過去 12 年分（平成 25 年～令和 7 年）の産業安全関係法令の出題条文分析
- ③正誤表（発行後に修正があった場合は HP 上で修正します）
- ④記述式試験 過去 7 年分

## 目 次

まえがき		1
<b>I 法令の読み方</b>		5
<b>II 労働安全衛生法</b>		8
(関連する労働安全衛生規則、労働安全衛生施行令を含む)		
第1章 総則	1条～5条	8
第2章 労働災害防止計画	6条～9条	9
第3章 安全衛生管理体制	10条～9条の3	9
第4章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置	20条～36条	32
第5章 機械等並びに危険物及び有害物に関する規制	37条～58条	54
第6章 労働者の就業に当たっての措置	59条～63条	67
第7章 健康の保持増進のための措置	64条～71条	75
第7章の2 快適な職場環境の形成のための措置	71条の2～71条の4	75
第8章 免許等	72条～77条	76
第9章 事業場の安全又は衛生に関する改善措置	78条～87条	78
第10章 監督等	88条～100条	81
<b>III 安衛法第27条に基づき事業者が講ずべき措置</b>		93
第1章 機械による危険の防止	101条～150条の5	96
第1章の2 荷役運搬機械等	151条の2～151条の83	106
第1章の3 木材伐出機械等	151条の84～151条の174	115

第 2 章 建設機械等	151 条の 175～236 条	116
第 3 章 型わく支保工	237 条～247 条	124
第 4 章 爆発、火災等の防止	248 条～328 条の 5	127
第 5 章 電気による危険の防止	329 条～354 条	142
第 6 章 掘削作業等における危険の防止	355 条～416 条	153
第 7 章 荷役作業等における危険の防止	417 条～～476 条	162
第 8 章 各種作業の危険の防止	477 条～517 条の 24	168
第 9 章 墜落、飛来崩壊等による危険の防止	518 条～539 条の 9	167
第 10 章 通路、足場等	540 条～575 条	170
第 11 章 作業構台	575 条の 2～575 条の 8	174
第 12 章 土石流による危険の防止	575 条の 9～575 条の 16	175
<b>IV ポイラー及び圧力容器安全規則</b>		177
<b>V クレーン等安全規則</b>		192
<b>VI ゴンドラ安全規則</b>		208
<b>VII 高気圧作業安全衛生規則</b>		211

本文中では各法令を下記のように略している

【法】	労働安全衛生法
【安衛則】	労働安全衛生規則
【安衛令】	労働安全衛生施行令
【ボイラーレ】	ボイラーリー及び圧力容器安全規則
【クレーン則】	クレーン等安全規則安全衛生法
【ゴンドラ則】	ゴンドラ安全規則
【高圧則】	高気圧作業安全衛生規則
【特化則】	特定化学物質障害予防規則

# 1 法令の読み方（必ず読んで下さい）

私は受験した際は法令を深く読み解かなかつたが、この参考書を作成するにあたり読み解いていくと、私は自己流の解釈で読んでいたことに気が付いた。

試験に合格するのが目的であれば、どんな解釈をしても合格すればよいが、コンサルタントとして活躍するときに、自己流の間違った解釈で読んでしまうと、とても恥ずかしい指摘をしてしまうし、顧客に間違った対策を強いてしまう可能性がある。特に、「及び」と「並びに」、「又は」と「若しくは」は間違えやすいので、理解してから試験勉強に臨んでほしい。

【法律】憲法で定める方法により、国会の議決を経て制定される国の規範。基本的な内容を規定するもので、具体的な規定の多くは、法律の委任により、政令や省令、さらには告示に詳しく定められている。

【政令】内閣が制定するもので、労働安全衛生施行令がその例である

【省令】各大臣が制定するもので、労働安全衛生規則やゴンドラ安全規則がその例である

【告示】通知などの内容を国民に知らしめるもので、技術的内容が多い。安全衛生教育規定がその例である。

【本則】法令の本体の規定

【付則】補足的な事項が書かれている部分

- ・当該法令の施行期日
- ・経過処置など

## 船員労働安全衛生規則

本則	第一章 総則（第一条～第十六条）
	第二章 安全基準及び衛生基準等
	第一節 安全基準（第十七条～第二十八条）
	第二節 衛生基準（第二十九条～第四十三条）
	第三節 検知器具及び保護具（第四十四条・第四十五条）
	第三章～第七章 （略）
	第八章 登録危険作業講習実施機関（第九十二条～第九十六条）
	附則

※総則は法律の目的や言葉の定義が書かれているため必ず読みたい。

本則は「条」を基本単位として構成されるが、安全衛生法のように条数が多い法令は、本則を内容ごとに整理するため、「編」「章」「節」「款（かん）」「目（もく）」などに分けられる。

編（大きな括り）
章（中規模の括り）
節（中～小規模の括り）
款（小規模の括り）
目（一番小さな括り）
条（条文）
条（条文）

見出し

第1項省略

(表示等)

**第五十七条** 爆発性の物、発火性の物、引火性の物その他の労働者に危険を生ずるおそれのある物若しくはベンゼン、ベンゼンを含有する製剤その他の労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は前条第一項の物を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、厚生労働省令で定めるところにより、その容器又は包装（容器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供するときにあつては、その容器）に次に掲げるものを表示しなければならない。ただし、その容器又は包装のうち、主として一般消費者の生活の用に供するためのものについては、この限りでない。

項

一 次に掲げる事項

イ 名称

ロ 人体に及ぼす作用

ハ 貯蔵又は取扱い上の注意

二 イからハまでに掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

三 当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標章で厚生労働大臣が定めるもの

号

2 前項の政令で定める物又は前条第一項の物を前項に規定する方法以外の方法により譲渡し、又は提供する者は、厚生労働省令で定めるところにより、同項各号の事項を記載した文書を、譲渡し、又は提供する相手方に交付しなければならない。

条

※本書では法令内の番号は漢数字をアラビア数字に直して記載した。（第五十七条 ⇒ 第 57 条）

また見やすさを重視して 安衛則第 35 条第 1 項第 6 号 を 安衛則 35 条 1 項 6 号 と「第」を抜いて記載していることが多いが、正確な記載方法ではないことを留意頂きたい。

【見出し】その条文を簡潔にまとめたもの。何条かにわたって共通した事項が続く場合は、「共通見出し」として、初めの条文にのみ見出しがつけられることもある。

【項】一つの条文の中に規定する事項が 2 つ以上あるとき、その規定ごとに「項」として文章を区切る。

※「第 1 項」は省略し、書かないことになっている

【号】項をさらに細分化して例記するときに使用する。漢数字を使用するが本書では一⇒①と記載した

【イ】号の項目がさらに細分化されているときは、「イ」「ロ」「ハ」を使用する。さらに細分化されているときは「(1)」「(2)」「(3)」を使用する。

## 1. 「及び」と「並びに」

どちらも (and) を示している。

①同じレベルで二つの語句を並べるときは、「A 及び B」と用いる

（例）安衛法第 2 条第 3 号の 2 化学物質 元素及び化合物をいう

②同じレベルで三つ位以上の語句を並べるときは、それぞれの語句を「、」で区切っていき、最後の語句の前に一回だけ「及び」を用いる。

（例）安衛則第 35 条第 1 項第 6 号 整理、整頓及び清潔の保持のこと。

③同じレベルの二つ以上の語句とレベルが異なる語句を並べるときは、一番小さな段階に一回だけ「及び」を用い、それより大きい段階には、すべて「並びに」を用いる。

※原則的に第一次的に使うのは「及び」であり、「及び」を使っていない文中に「並びに」を使ってはならない。

（例）鉛則第 1 条第 1 号 「鉛等」とは、鉛、鉛合金及び鉛化合物並びにこれらと他の物との混合物

をいう。

#### 使用例

口語「居酒屋で刺身と煮込みと焼鳥を頼もう」⇒法令「居酒屋で刺身、煮込み及び焼鳥を頼もう」

口語「居酒屋で（食べ物は）刺身と煮込みと焼鳥、（ドリンクは）ビールと焼酎と日本酒を頼もう」⇒  
法令「居酒屋で刺身、煮込み及び焼鳥 並びに ビール、焼酎及び日本酒を頼もう」

#### 2. 「又は」と「若しくは」

どちらも (or) を示している。

①同じレベルの二つの語句を選択的に並べる場合には、「A又はB」と用いる

(例) 安衛法第10条第1項第1号 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。

②同じレベルの三つ以上の語句を並べる場合には、それぞれの語句を「、」でつなげ、最後の二つの語句を「又は」でつなぐ

(例) 安衛法第22条第1項第4号 排気、排液又は残さい物による健康障害

③同じレベルの二つ以上の語句とレベルが異なる語句を選択的に並べるときは、一番大きなレベルに一回だけ「又は」を用い、それより小さいレベルには、すべて「若しくは」を用いる

※原則的に第一次的に使うのは「又は」であり、「又は」を使っていない文中に「若しくは」を使ってはならない。

(例) 安衛法第17条第2項第1号 総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者

#### 使用例

口語「夕食は焼肉かステーキかすき焼きにしよう」⇒

法令「夕食は焼肉、ステーキ又はすき焼きにしよう」

口語「夕食は（肉なら）焼肉かステーキ。（魚なら）海鮮丼か焼き魚にしよう」⇒

法令「夕食は焼肉若しくはステーキ 又は 海鮮丼若しくは焼き魚にしよう」

なお、「例示」の場合は、2以上の例を「、」でつなぎ、最後の接続を「等」でつなぐ。

これが安全コンサルタントの問題でよく出題されているので、よく理解しておく必要がある。

**安衛則第537条** 事業者は、作業のため物体が落下することにより、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、防網の設備を設け、立入区域を設定する等当該危険を防止するための措置を講じなければならない。

この文章を「防網の設備を設ける」のは必須で、それを実施した上で「立入区域を設定する」必要があるように読んでしまう人もいるだろう。

しかしこれは、「防網の設備を設ける」と「立入区域を設定する」はいずれも「当該危険を防止するための措置」の例示であり、どちらかの措置を講ずればよく、両方の措置を求めているものではない。

両方の措置を求めるのであれば「かつ」でつなぐ。

**安衛則第540条** 事業者は、作業場に通ずる場所及び作業場内には、労働者が使用するための安全な通路を設け、かつ、これを常時有効に保持しなければならない。

2 (略)

## II 労働安全衛生法（関連する労働安全衛生規則、労働安全衛生施行令を含む）

第1章	総則	1条～5条
第2章	労働災害防止計画	6条～9条
第3章	安全衛生管理体制	10条～19条の3
第4章	労働者の危険又は健康障害を防止するための措置	20条～36条
第5章	機械等並びに危険物及び有害物に関する規制	
第1節	機械等に関する規制	37条～54条の7
第2節	危険物及び有害物に関する規制	55条～58条
第6章	労働者の就業に当たっての措置	59条～63条
第7章	健康の保持増進のための措置	64条～71条
第7章の2	快適な職場環境の形成のための措置	71条の2～71条の4
第8章	免許等	72条～77条
第9章	事業場の安全又は衛生に関する改善措置	
第1節	特別安全衛生改善計画及び安全衛生改善計画	78条～80条
第2節	労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント	81条～87条
第10章	監督等	88条～100条の2
第11章	雑則	101条～115条の2
第12章	罰則	115条の3～123条

### ■第1章 総則（1条～5条）

#### 【法】（目的）

**第1条** この法律は、労働基準法と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

#### 【法】（定義）

**第2条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- ① 労働災害 労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。
- ② 労働者 労働基準法第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。
- ③ 事業者 事業を行う者で、労働者を使用するものをいう。
- ④ 化学物質 元素及び化合物をいう。
- ⑤ 作業環境測定 作業環境の実態を把握するため空気環境その他の作業環境について行うデザイン、サンプリング及び分析（解析を含む。）をいう。

#### 【法】（事業者等の責務）

**第3条** 事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。

2 機械、器具その他の設備を設計し、製造し、若しくは輸入する者、原材料を製造し、若しくは輸入する者又は建設物を建設し、若しくは設計する者は、これらの物の設計、製造、輸入又は建設に際して、これらの物が使用されることによる労働災害の発生の防止に資するように努めなければならない。

3 建設工事の注文者その他の仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、作業方法、工期、納期等について、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

**第4条** 労働者及び労働者以外の者で労働者と同一の場所において仕事の作業に従事するものは、労働災害を防

止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するよう努めなければならない。

#### 【法】(事業者に関する規定の適用)

**第5条** 二以上の建設業に属する事業の事業者が、一の場所において行われる当該事業の仕事を共同連帶して請け負った場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、そのうちの1人を代表者として定め、これを都道府県労働局長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出がないときは、都道府県労働局長が代表者を指名する。
- 3 前2項の代表者の変更は、都道府県労働局長に届け出なければ、その効力を生じない。
- 4 第1項に規定する場合においては、当該事業を同項又は第2項の代表者のみの事業と、当該代表者のみを当該事業の事業者と、当該事業の仕事に従事する労働者を当該代表者のみが使用する労働者とそれぞれみなして、この法律を適用する。

### ■第2章 労働災害防止計画（6条～9条）

#### 【法】(労働災害防止計画の策定)

**第6条** 厚生労働大臣は、労働政策審議会の意見をきいて、労働災害の防止のための主要な対策に関する事項その他労働災害の防止に関し重要な事項を定めた計画（以下「労働災害防止計画」という。）を策定しなければならない。

#### 【法】(変更)

**第7条** 厚生労働大臣は、労働災害の発生状況、労働災害の防止に関する対策の効果等を考慮して必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見をきいて、労働災害防止計画を変更しなければならない。

#### 【法】(公表)

**第8条** 厚生労働大臣は、労働災害防止計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

#### 【法】(勧告等)

**第9条** 厚生労働大臣は、労働災害防止計画の的確かつ円滑な実施のため必要があると認めるときは、事業を行う者、その団体その他の関係者に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な勧告又は要請をすることができる。

### ■第3章 安全衛生管理体制（10条～19条の3）

#### 【法】(総括安全衛生管理者)

**第10条** 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、総括安全衛生管理者を選任し、その者に安全管理者、衛生管理者又は第25条の2第2項の規定により技術的事項を管理する者の指揮をさせるとともに、次の業務を統括管理させなければならない。

- ① 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
  - ② 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
  - ③ 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
  - ④ 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
  - ⑤ 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な業務で、厚生労働省令で定めるもの
- 2 総括安全衛生管理者は、当該事業場においてその事業の実施を統括管理する者をもって充てなければならない。
- 3 都道府県労働局長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、総括安全衛生管理者の業務の執行について事業者に勧告することができる。

### 【安衛令】(総括安全衛生管理者を選任すべき事業所)

第2条 労働安全衛生法（以下「法」という。）第10条第1項の政令で定める規模の事業場は、次の各号に掲げる業種の区分に応じ、常時当該各号に掲げる数以上の労働者を使用する事業場とする。

業種	事業場の規模 (常時使用する労働者数)
林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業	100人以上
製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	300人以上
その他の業種	1,000人以上

### 【安衛則】(総括安全衛生管理者の選任)

第2条 法第10条第1項の規定による総括安全衛生管理者の選任は、総括安全衛生管理者を選任すべき事由が発生した日から14日以内に行なわなければならない。

2 事業者は、総括安全衛生管理者を選任したときは、遅滞なく、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項に規定する電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」という。）を使用して、次に掲げる事項を、当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）に報告しなければならない。

- ① 労働保険番号
- ② 事業の種類並びに事業場の名称、所在地及び電話番号
- ③ 常時使用する労働者の数
- ④ 総括安全衛生管理者の氏名、生年月日及び選任年月日
- ⑤ 総括安全衛生管理者の経歴の概要
- ⑥ 前任者がいる場合はその氏名及び辞任、解任等の年月日
- ⑦ 初めて総括安全衛生管理者を選任した場合はその旨
- ⑧ 報告年月日及び事業者の職氏名

※安全管理者にも①～⑧のような項目が出てくるが、全て書くと多くなるので省略する。

### 【安衛則】(総括安全衛生管理者の代理者)

第3条 事業者は、総括安全衛生管理者が旅行、疾病、事故その他やむを得ない事由によって職務を行なうこと ができるないときは、代理者を選任しなければならない。

### 【安衛則】(総括安全衛生管理者が統括管理する業務)

第3条の2 法第10条第1項第5号の厚生労働省令で定める業務は、次のとおりとする。

- ① 安全衛生に関する方針の表明に関すること。
- ② 法第28条の2第1項又は第57条の3第1項及び第2項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。
- ③ 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。

### 【練習問題1】

(1) 事業者は、総括安全衛生管理者に、労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関することについて統括管理させなければならない。(R2-1-1)

(2) 事業者は、総括安全衛生管理者を選任したときは、選任の日から14日以内に、所定の様式による報告書を、

所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。(R4-1-2)

(3) 工場長を総括安全衛生管理者として選任していたが、その工場長が人事異動により他工場に転出したため、その転出日から後任の工場長を新たな総括安全衛生管理者として選任するまでの 7 日間、総括安全衛生管理者が未選任の状態であったことは違法とならない。(R1-15-1)

(4) 事業者が総括安全衛生管理者に統括管理させなければならない業務には、労働者の安全のための教育の実施に関することが含まれる。(H30-1-1)

(5) 常時 100 人以上の労働者を使用する運送業の事業場においては、総括安全衛生管理者を選任しなければならない。(H28-1-1)

(6) 総括安全衛生管理者は、事業場においてその事業の実施を統括管理する者に準ずる者を充てることができる。(H26-1-3)

(7) 総括安全衛生管理者が統括管理する業務には、危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関することが含まれる。(H26-1-5)

(8) 都道府県労働局長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは総括安全衛生管理者の業務の執行について事業者に勧告することができるとされているが、都道府県労働局長が総括安全衛生管理者の解任を命ずることについての規定はない。(R3-1-4)

(9) 都道府県労働局長は、総括安全衛生管理者の選任を要しない規模の事業場について、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、事業者に対し、総括安全衛生管理者を選任し、その者に、総括安全衛生管理者に行わせるべきこととされている職務を行わせるよう命ずることができる。(R4-1-1)

(10) 事業者は、総括安全衛生管理者が職務を行うことができないときに、その代理者を選任したときは、遅滞なく、所定の様式による報告書を、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。(R5-1-2)

### 【練習問題 1 解答】

(1) ○ 安衛法 10 条 (2) × 安衛則 2 条 選任は「総括安全衛生管理者を選任すべき事由が発生した日から 14 日以内」で、届出は「総括安全衛生管理者を選任したときは、遅滞なく」である (3) ○ 安衛則 2 条 14 日以内に選任している (4) ○ 安衛法 10 条 (5) ○ 安衛令 2 条 (6) × 安衛法 10 条 2 項 準ずる者では足りない (7) ○ 安衛則 3 条の 2 (8) ○ 安衛法 10 条 総括安全衛生管理者は「その事業の実施を統括管理するもの」と定められている。総括安全衛生管理者を解任すると、統括管理するものから選任出来なくなるので解任できるはずがない(9) × 安衛法 10 条 選任を要しない規模の事業場に選任させることを命令できない (10) × 安衛則 3 条 旅行、疾病ごとに代理者を選任した報告書を提出していたら監督署も大変である。

### 【練習問題 2】

(1) 事業者は、常時 200 人の労働者を使用する各種商品小売業の事業場については、総括安全衛生管理者を選任しなければならない。(R6-1-イ)

(2) 事業者が総括安全衛生管理者に統括管理させなければならない業務には、安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関することが含まれる。(R7-1-1)

### 【練習問題 2 解答】

(1) × 安衛令 2 条 各種商品小売業は常時 300 人以上 (2) ○ 安衛則 3 条の 2

### 【法】（安全管理者）

**第 11 条** 事業者は、政令で定める業種及び規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定める資格を有する者の中から、厚生労働省令で定めるところにより、安全管理者を選任し、その者に前条第 1 項各号の業務（第 25 条の 2 第 2 項の規定により技術的事項を管理する者を選任した場合においては、同条第 1 項各号の措置に該当するものを除く。）のうち安全に係る技術的事項を管理させなければならない。

2 労働基準監督署長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、事業者に対し、安全管理者の増

員又は解任を命ずることができる。

### 【安衛令】(安全管理者を選任すべき事業場)

**第3条** 法第11条第1項の政令で定める業種及び規模の事業場は、前条第1号又は第2号に掲げる業種の事業場で、常時50人以上の労働者を使用するものとする。

業種	事業場の規模 (常時使用する労働者数)
林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	50人以上

つまり安衛令2条で示した、総括安全衛生管理者を選任すべき「その他の業種」以外の業種である。

### 【安衛則】(安全管理者の選任)

**第4条** 法第11条第1項の規定による安全管理者の選任は、次に定めるところにより行わなければならない。

- ① 安全管理者を選任すべき事由が発生した日から14日以内に選任すること。
- ② その事業場に専属の者を選任すること。ただし、2人以上の安全管理者を選任する場合において、当該安全管理者の中に次条第2号に掲げる者(=労働安全コンサルタント)がいるときは、当該者のうち1人については、この限りでない。
- ③ (略)
- ④ 次の表に掲げる業種に応じて、常時同表に掲げる数以上の労働者を使用する事業場にあっては、その安全管理者のうち少なくとも1人を専任の安全管理者とすること。

業種	常時使用する労働者数
建設業、有機化学工業製品製造業、石油製品製造業	300人以上
無機化学工業製品製造業、化学肥料製造業、道路貨物運送業、港湾運送業	500人以上
紙・パルプ製造業、鉄鋼業、造船業	1,000人以上
上記以外の業種	2,000人以上

2 事業者は、安全管理者が旅行、疾病、事故その他やむを得ない事由によって職務を行なうことができないときは、代理者を選任しなければならない。

3 事業者は、安全管理者を選任したときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を、次条第1号の研修その他所定の研修を修了した者であることにつき証明することができる電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)等必要な電磁的記録を添えて、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

①～⑨ (略)

### 【安衛則】(安全管理者の資格)

**第5条** 安全管理者として選任できるのは1または2のいずれかに該当する者

- 1 一定の学歴・経験を有し(一部略)、厚生労働大臣が定める研修(安全管理者選任時研修)を修了したもの
- 2 労働安全コンサルタント

### 【安衛則】(安全管理者の巡視及び権限の付与)

**第6条** 安全管理者は、作業場等を巡視し、設備、作業方法等に危険のおそれがあるときは、直ちに、その危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、安全管理者に対し、安全に関する措置をなし得る権限を与えるなければならない。

### 【練習問題 1】

- (1) 事業者は、常時 2000 人の労働者を使用する鉄鋼業の事業場については、安全管理者を 3 人以上選任しなければならない。(R2-1-5)
- (2) 常時 80 人の労働者を使用する紙・パルプ製造業の事業場で、総括安全衛生管理者を選任していなかったが、工業高等学校において機械科を修めて卒業し、産業安全の実務経験が 5 年あり、厚生労働大臣が定める研修を修了した製造課長を安全管理者として選任していた。(R4-15-1)
- (3) 事業者は、安全管理者を選任したときは、当該安全管理者の氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければならない。(R1-1-2)
- (4) 事業者は、安全管理者を選任することができないやむを得ない事由がある場合で、所轄労働基準監督署長の許可を受けたときは、安全管理者を選任しないことができる。(R1-1-3)
- (5) 常時 250 人の労働者を使用する食料品製造業の事業場で、2 人の安全管理者を選任しており、そのうちの 1 人はその事業場に専属の者で、勤務時間のおおむね 2 分の 1 を安全管理の業務に充て、残りの 2 分の 1 を生産関係の業務に充てていた。他の 1 人は社外の労働安全コンサルタントで週 1 日来社し、安全管理の業務を行っていた。(R7-15-1)
- (6) 事業者は、安全管理者が旅行、疾病、事故その他やむを得ない事由によって職務を行うことができないときは、代理者を選任しなければならない。(R7-1-3)
- (7) 都道府県労働局長は、必要であると認めるときは、安全管理者を選任することを要しない 2 以上の事業場で、同一の地域にあるものについて、共同して安全管理者を選任すべきことを勧告することができる。
- (H29-1-2)
- (8) 常時 550 人の労働者を使用する金属製品製造業の事業場で、工場長が総括安全衛生管理者として選任され、産業安全の実務経験が 10 年以上ある製造課長と製造課の係長の 2 人が兼任の安全管理者として選任されていた。安全管理者には 2 人とも、総括安全衛生管理者が統括管理すべき業務のうち安全に係る技術的事項を管理するのに必要な知識についての研修を受けさせていたが、総括安全衛生管理者には受けさせていなかった。(H29-15-2)
- (9) 安全管理者は、事業場に専属の者を選任しなければならないが、2 人の安全管理者を選任する場合において、安全管理者の中に労働安全コンサルタントがいるときは、当該者のうち 1 人については専属の者でなくともよい。(H28-1-3)
- (10) 都道府県労働局長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、安全管理者の業務の執行について事業者に勧告することができる。(H26-1-2)

### 【練習問題 1 解答】

- (1) × 衛生管理者は労働者数により選任する人数が定められているが、安全管理者について人数は定められていない (2) ○ 安衛令 2 条 製造業（物の加工業を含む。）なので 300 人未満は総括安全衛生管理者選任不要安全管理者の学歴・経験は本書では一部省略したため、安衛則 5 条は e-Gov (3) × 作業主任者と安全衛生推進者には定められているが、安全管理者には定められていない (4) × そのような例外規定はない (5) ○ 安衛則 4 条 常時 250 人の労働者を使用する食料品製造業は専任である必要はない。労働安全コンサルタントが 1 名専属ではないことは問題ない (6) ○ 安衛則 4 条 2 項 (7) × 安衛則 9 条に衛生管理者に関する規定はあるが、安全管理者については無い (8) ○ 安衛令 2 条 300 人以上の製造業なので総括安全衛生管理者を選任している。安衛則 4 条では、2000 人以上の金属製品製造業に安全管理者の専任を求めている。総括安全衛生管理者には研修は不要 (9) ○ 安衛則 4 条 (10) × 安衛法 10 条に総括安全衛生管理者の記載はあるが、安全管理者についてはない。勧告はトップである総括安全衛生管理者にするものである。

### 【練習問題 2】

- (1) 常時 500 人の労働者を使用する通信業の事業場においては、その事業場全体について安全に係る技術的事項を管理する安全管理者のうち少なくとも 1 人を専任の安全管理者としなければならない。(R4-1-4)

- (2) 安全管理者は、少なくとも毎週1回作業場等を巡視し、設備、作業方法等に危険のおそれがあるときは、直ちに、その危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。(R5-1-3)
- (3) 常時350人の労働者を使用する石油製品製造業の事業場で、2人の安全管理者を選任しており、いずれの安全管理者も、当該事業場に専属の者であったが生産関係の業務を兼任していた。(R5-15-1)
- (4) 常時800人の労働者を使用する鉄鋼業の事業場で、3人の安全管理者が選任されており、いずれの安全管理者も、当該事業場に専属の者であったが生産関係の業務を兼任していた。(R6-15-1)
- (5) 安全管理者は、作業場等を巡視したときは、設備、作業方法等に危険のおそれがあるときにその危険を防止するために講じた措置について記録し、これを1年間保存しなければならない。(R6-1-ロ)
- (6) 事業者は、安全管理者を選任すべき事由が発生した日から14日以内に安全管理者を選任しなければならない。(R6-1-ハ)
- (7) 事業者は、常時60人の労働者を使用するゴルフ場業の事業場においては、安全管理者を選任しなければならない。(R7-1-2)

### 【練習問題2解答】

- (1) × 安衛則4条では、2,000人以上の通信業に安全管理者の専任を求めている (2) × 安衛則6条 巡視する必要があるが頻度は定められていない (3) × 安衛則4条 300人以上の石油製品製造業は少なくとも1名は専任である必要がある (4) ○ 安衛則4条 鉄鋼業は1,000人以上で少なくとも1名は専任なので問題ない (5) × 安衛則6条 記録は求められていない (6) ○ 安衛則4条 (7) ○ 安衛令3条

### 【法】(衛生管理者)

**第12条** 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、都道府県労働局長の免許を受けた者その他厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業場の業務の区分に応じて、衛生管理者を選任し、その者に第10条第1項各号の業務（第25条の2第2項の規定により技術的事項を管理する者を選任した場合においては、同条第1項各号の措置に該当するものを除く。）のうち衛生に係る技術的事項を管理させなければならない。

2 前条第2項の規定は、衛生管理者について準用する。

### 【法】(安全衛生推進者等)

**第12条の2** 事業者は、第11条第1項の事業場及び前条第1項の事業場以外の事業場で、厚生労働省令で定める規模のものごとに、厚生労働省令で定めるところにより、安全衛生推進者（第11条第1項の政令で定める業種以外の業種の事業場にあっては、衛生推進者）を選任し、その者に第10条第1項各号の業務（第25条の2第2項の規定により技術的事項を管理する者を選任した場合においては、同条第1項各号の措置に該当するものを除くものとし、第11条第1項の政令で定める業種以外の業種の事業場にあっては、衛生に係る業務に限る。）を担当させなければならない。

### 【安衛則】(安全衛生推進者等を選任すべき事業場)

第12条の2 法第12条の2の厚生労働省令で定める規模の事業場は、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場とする。

安全衛生推進者の選任が必要な業種	事業場の規模 (常時使用する労働者数)	安全衛生推進者の業務内容
林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	10人以上50人未満	・労働者の危険又は健康障害を防止するための措置 ・労働者の安全又は衛生のための教育の実施 ・健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置 ・労働災害の原因の調査及び再発防止対策

衛生推進者の選任が必要な業種	事業場の規模 (常時使用する労働者数)	安全衛生推進者の業務内容
安全衛生推進者の選任が必要な業種以外の業種	10人以上50人未満	安全衛生推進者の業務のうち、衛生にかかる業務に限る

### 【安衛則】(安全衛生推進者等の選任)

第12条の3 法第12条の2の規定による安全衛生推進者又は衛生推進者(以下「安全衛生推進者等」という。)の選任は、都道府県労働局長の登録を受けた者が行う講習を修了した者その他法第10条第1項各号の業務(衛生推進者にあっては、衛生に係る業務に限る。)を担当するため必要な能力を有すると認められる者のうちから、次に定めるところにより行わなければならない。

- ① 安全衛生推進者等を選任すべき事由が発生した日から14日以内に選任すること。
- ② その事業場に専属の者を選任すること。ただし、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタントその他厚生労働大臣が定める者のうちから選任するときは、この限りでない。

### 【安衛則】(安全衛生推進者等の氏名の周知)

第12条の4 事業者は、安全衛生推進者等を選任したときは、当該安全衛生推進者等の氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければならない。

#### 【練習問題1】

- (1) 事業者は、安全衛生推進者が旅行、疾病、事故その他やむを得ない事由によって職務を行うことができないときは、代理者を選任しなければならない。(R2-1-2)
- (2) 事業者は、安全衛生推進者を選任するときは、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタントその他厚生労働大臣が定める者のうちから選任するときを除き、その事業場に専属の者を選任しなければならない。  
(R1-1-5)
- (3) 事業者は、常時10人以上50人未満の労働者を使用する旅館業の事業場においては、安全衛生推進者を選任しなければならない。(H30-1-5)
- (4) 事業者は、総括安全衛生管理者及び安全管理者を選任したときは所定の様式による報告書を労働基準監督署長に提出しなければならないとされているが、安全衛生推進者を選任したときの報告書の提出についての規定はない。(R3-1-1)
- (5) 労働基準監督署長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、事業者に対し、安全衛生推進者の増員又は解任を命ずることができる。(R6-1-ニ)

(6) 次の業種のうち、常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する当該業種の事業場において、労働安全衛生法令上、事業者が安全衛生推進者を選任しなければならないものはどれか。①農業②通信業③教育業④医療業⑤警備業 (H27-1)

(7) 安全衛生推進者は、少なくとも毎週 1 回作業場等を巡視し設備、作業方法等に危険のおそれがあるときは、直ちに、その危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。(R4-1-4)

(8) 事業者は、常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する事業場では安全衛生推進者又は衛生推進者を選任しなければならないとされており、安全管理者を選任しなければならない業種の事業場では安全衛生推進者を、それ以外の業種の事業場では衛生推進者を選任することとされている。(R3-1-2)

(9) 事業者は、その事業場に専属の者でない労働安全コンサルタントを安全衛生推進者に選任することはできるが、その事業場に専属の者でない労働衛生コンサルタントを安全衛生推進者に選任することはできないとされている。(R3-1-5)

(10) 事業者は、常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する老人福祉・介護事業の事業場においては、安全衛生推進者を選任しなければならない。(R5-1-1)

### 【練習問題 1 解答】

(1) × 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/統括安全衛生責任者/元方安全衛生管理者/店社安全衛生管理者/安全衛生責任者には求められているが、安全衛生推進者には求められていない (2) ○ 安衛則 12 条の 3 第 2 号 (3) ○ 安衛則 12 条の 2 (4) ○ 安衛則 2 条 総括安全衛生者の選任時の報告義務が記載されている。安全衛生推進者については安衛則 12 条の 3 や 12 条の 4 にそのような記載がない。従って選任の報告義務なし (5) × 安衛法 11 条などに安全管理者/衛生管理者/元方安全衛生管理者には定められているが、安全衛生推進者には定められていない (6) ② 安衛則 12 条の 2 (7) × 職場巡視の義務はない (8) ○ 安衛則 12 条の 2 安全衛生推進者と衛生推進者を選任すべき事業場が定められている。「安全衛生推進者を選任すべき事業場」=「安衛令 3 条で定められている安全管理者を選任すべき事業場」である (9) × 安衛則 12 条の 3 どちらも選任できる (10) × 安衛則 12 条の 2 衛生推進者を選任すべき事業場である。

### 【練習問題 2】

(1) 事業者は、安全衛生推進者を選任したときは、当該安全衛生推進者の氏名 を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければならない。

### 【練習問題 2 解答】

(1) 安衛則 12 条の 4

### 【法】(産業医等)

#### 第 13 条 (略)

#### 【法】(作業主任者)

**第 14 条** 事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

#### 【安衛則】(作業主任者の選任)

**第 16 条** 法第 14 条の規定による作業主任者の選任は、別表第 1 の上欄に掲げる作業の区分に応じて、同表の中欄に掲げる資格を有する者のうちから行なうものとし、その作業主任者の名称は、同表の下欄に掲げるとおりとする。

2 事業者は、令第 6 条第 17 号の作業のうち、圧縮水素、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車

(道路運送車両法に規定する普通自動車、小型自動車又は軽自動車（同法第 58 条第 1 項に規定する検査対象外軽自動車を除く。）であって、同法第 2 条第 5 項に規定する運行（以下「運行」という。）の用に供するものに限る。）の燃料装置のうち同法第 41 条第 1 項の技術基準に適合するものに用いられる第一種圧力容器及び高圧ガス保安法、ガス事業法又は電気事業法の適用を受ける第一種圧力容器の取扱いの作業については、前項の規定にかかわらず、ボイラー及び圧力容器安全規則（以下「ボイラー則」という。）の定めるところにより、特定第一種圧力容器取扱作業主任者免許を受けた者のうちから第一種圧力容器取扱作業主任者を選任することができる。

**上欄と下欄ってなに？** たまに出てくる上欄、中欄、下欄についてです。条文を左右開きの本に書くと、表は上中下となります。インターネットでは縦スクロールなので縦長に表が書かれ、表は左中右となります。従って上欄は左欄、下欄は右欄のことです。（この本も PC で作成しているのでそうなります）

### 【安衛令】（作業主任者を選任すべき作業）

#### 第 6 条 ※労働安全コンサルタントに関わるものだけ抜粋

令 6 条 号	作業主任者名称	資格種類	選任すべき作業 (安衛法 14 条、安衛令 6 条、安衛則 16 条)
①	高圧室内作業主任者	免許	高圧室内作業（潜函工法その他の圧気工法により、大気圧を超える気圧下の作業室又はシャフトの内部において行う作業に限る。）
②	ガス溶接作業主任者	免許	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置（10 以上の可燃性ガスの容器を導管により連結したもの又は 9 以下の連結で水素若しくは溶解アセチレンの場合は 400L 以上、他は 1,000L 以上）を用いて行う金属の溶接、溶断、加熱業務
③	林業架線作業主任者	免許	次のいずれかの機械集材装置、運材索道の組立、解体変更、修理の作業又はこれらの設備による集運材作業①原動機定格出力 7.5kw を超えるもの②支間の斜距離の合計が 350m 以上のもの③最大使用荷重が 200kg 以上のもの
④	ボイラー取扱 作業主任者	ボイラー 技士免許 等	ボイラー取扱業務（小型を除く→令 1 条 4 号） ①特級＝伝熱面積合計 500m <sup>2</sup> 以上（貫流のみは除く） ②1 級以上＝伝熱面積合計 25m <sup>2</sup> 以上 500m <sup>2</sup> 未満（貫流のみ 250m <sup>2</sup> 以上） ③2 級以上＝伝熱面積合計 25m <sup>2</sup> 未満 ④技能講習以上＝令 6 条 16 号イからニまでのボイラー
⑥	木材加工用機械 作業主任者	技能講習	丸のこ、帯のこ、かんな盤、面取、ルーターで合計 5 台以上 (自動送材車式帯のこ盤を含む場合は 3 台以上)
⑦	プレス機械作業主任者	技能講習	動力プレス 5 台以上
⑧	乾燥設備作業主任者	技能講習	①危険物等に係る設備で、内容積が 1m <sup>3</sup> 以上のもの ②①の危険物等以外の物に係る設備で、熱源として燃料を使用するもの（その最大消費量が、固体燃料 10 kg/h 以上、液体燃料 10L/h 以上、気体燃料 1m <sup>3</sup> /h 以上であるものに限る。）又は熱源として電力を使用するもの（定格消費電力が 10kW 以上のものに限る。）
⑧-2	コンクリート破碎器 作業主任者	技能講習	コンクリート破碎器を用いる破碎作業

⑨	地山の掘削及び土止め 支保工作業主任者	技能講習	掘削面の高さ 2m以上の地山の掘削の作業（技能講習は「地山の掘削及び土止め支保工で統一」）
⑩		技能講習	土止めの支保工の切りばり、腹おこしの取付け又は取りはずしの作業（同上）
⑩-2	ずい道等の掘削等 作業主任者	技能講習	ずい道等の掘削、ずり積み、支保工組立（落盤、肌落防止用）、ロックボルト取付、コンクリート等吹付
⑩-3	ずい道等の覆工 作業主任者	技能講習	ずい道等覆工（型わく支保工）組立、解体、移動、コンクリート打設
⑪	採石のための掘削 作業主任者	技能講習	掘削面の高さ 2m以上となる採石法 2 条の岩石の採取のための掘削
⑫	はい作業主任者	技能講習	高さ 2m 以上のはい付け、はいくずし（但し、ばら物荷や荷役機械の運転者のみで行う作業は除く）
⑬	船内荷役作業主任者	技能講習	船舶荷積み卸し、船舶内荷移動（但し、500t 未満の船舶で揚貨装置を用いない作業は除く）
⑭	型枠支保工組立て等 作業主任者	技能講習	型わく支保工の組立て、解体の作業（但し、建築物の柱・壁・橋脚、ずい道のアーチ・側壁等のコンクリート打設用は除く）
⑮	足場の組立て等 作業主任者	技能講習	つり足場、張出足場又は高さが 5m以上の足場の組立、解体、変更の作業（ゴンドラのつり足場は除く）
⑯-2	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	技能講習	建築物の骨組み・塔であって高さが 5m 以上の金属製の部材により構成されるものの組立て、解体、変更
⑯-3	鋼橋架設等作業主任者	技能講習	橋梁の上部構造であって金属部材により構成されるものの架設、解体、変更（但し、高さ 5m 以上又は橋梁支間 30m 以上に限る）
⑯-4	木造建築物の組立て等 作業主任者	技能講習	軒高 5m 以上の木造建築物の構造部材組立て、屋根下地外壁下地の取付
⑯-5	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	技能講習	高さ 5m 以上のコンクリート造工作物の解体、破壊
⑰	コンクリート橋架設等 作業主任者	技能講習	橋梁の上部構造であってコンクリート造のものの架設又は変更（但し、高さ 5m 以上又は橋梁支間 30m 以上に限る）
⑱	第一種圧力容器取扱 作業主任者	* 1	第一種圧力容器の取扱作業 (但し、令 1 条 6 号小型圧力容器及び令 6 条 17 号イ、ロは除く)

\* 1：化学設備にかかる第一種圧力容器の場合は化学設備第一種圧力容器作業主任者技能講習

上記以外はボイラー技士免許（特級・1 級・2 級）、第一種圧力容器作業主任者技能講習（化学設備・普通）

### 【安衛則】（作業主任者の職務の分担）

**第 17 条** 事業者は、別表第 1 の上欄に掲げる一の作業を同一の場所で行なう場合において、当該作業に係る作業主任者を 2 人以上選任したときは、それぞれの作業主任者の職務の分担を定めなければならない。

### 【安衛則】（作業主任者の氏名等の周知）

**第 18 条** 事業者は、作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の氏名及びその者に行なわせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければならない。